第三者評価内容評価基準（児童自立支援施設版）　新旧対照表

別添４－２

| 改定後 | 現行 |
| --- | --- |
| Ａ－１　**こども**の権利擁護、最善の利益に向けた支援  Ａ－１－（１）　**こども**の権利擁護  Ａ①　Ａ－１－（１）－①　**こども**の権利擁護に関する取組が徹底されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**の権利擁護に関する取組が徹底されている。  ｂ）**こども**の権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。  ｃ）**こども**の権利擁護に関する取組が徹底されていない。 |   評価の着眼点  □**こども**の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。  □**こども**に権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた支援が実施されている。  （略）  □**こども**の思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども**の権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、**こども**自身を権利主体として尊重した支援への取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○自分から声を上げられない**こども**の権利を保障するための取組は重要です。  ○**こども**の権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。  ○また、**こども**に権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。  （略）  ○社会的養護関係施設では、**こども**の心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している**こども**に限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。  （略）  **○権利擁護の観点から、こどもの意見表明の機会を確保していくことは重要です。令和４年度児童福祉法改正により、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）がこどもの意見表明を支援する事業（意見表明等支援事業）が都道府県の事業として位置付けられました。このような事業を活用しこどもの意見表明を支援していくことが重要です。**  （３）評価の留意点  ○**こども**の権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。  ○**こども**の権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。  （略）  ○**こども**の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「Ⅰ－1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。  〇**こども**の権利条約では、**こども**の思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。 | Ａ－１　**子ども**の権利擁護、最善の利益に向けた支援  Ａ－１－（１）　**子ども**の権利擁護  Ａ①　Ａ－１－（１）－①　**子ども**の権利擁護に関する取組が徹底されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**の権利擁護に関する取組が徹底されている。  ｂ）**子ども**の権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。  ｃ）**子ども**の権利擁護に関する取組が徹底されていない。 |   評価の着眼点  □**子ども**の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。  □**子ども**に権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた支援が実施されている。  （略）  □**子ども**の思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**子ども**の権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、**子ども**自身を権利主体として尊重した支援への取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○自分から声を上げられない**子ども**の権利を保障するための取組は重要です。  ○**子ども**の権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。  ○また、**子ども**に権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。  （略）  ○社会的養護関係施設では、**子ども**の心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している**子ども**に限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。  （略）  **（新設）**  （３）評価の留意点  ○**子ども**の権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。  ○**子ども**の権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。  （略）  ○**子ども**の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「Ⅰ－1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。  〇**子ども**の権利条約では、**子ども**の思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。 |
| Ａ②　Ａ－１－（１）－②　**こども**の行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**の行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。  ｂ）**こども**の行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ実施しているが、体制等が十分ではない。  ｃ）**こども**の行動制限等が適切に実施されていない。 |   評価の着眼点  □施設として、**こども**の行動制限等についての規程やルール、マニュアル等を定めている。  □**こども**の行動制限等は、規程やルール、マニュアル等に即して行われている。  （略）  □**こども**の行動制限等について、職員間で検証・検討する場を設ける等により理解の共通化やより良い対応に向けた取組を行っている。  □**こども**の行動制限等を行った場合、必要に応じて児童相談所等に報告している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども**の安全を確保する等の理由により、やむを得ず**こども**の行動制限等をする等の場合の施設の取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○本評価基準でいう「行動制限等」とは、一定期間、他の**こども**たちと異なる日課による個別的な支援を行うこと、とします。（例：特別支援日課等）  ○一定期間、他の**こども**たちと異なる日課による個別的な支援が必要になる場合に、その内容や予定する期間等については、施設で定める規程やルール、マニュアルのもとで行われることが必要です。  （略）  （３）評価の留意点  ○**こども**の行動制限等を行う場合、その内容や期間などが**こども**の最善の利益の観点から適当であり、恣意的に行われるものではないことを確認します。 | Ａ②　Ａ－１－（１）－②　**子ども**の行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**の行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。  ｂ）**子ども**の行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ実施しているが、体制等が十分ではない。  ｃ）**子ども**の行動制限等が適切に実施されていない。 |   評価の着眼点  □施設として、**子ども**の行動制限等についての規程やルール、マニュアル等を定めている。  □**子ども**の行動制限等は、規程やルール、マニュアル等に即して行われている。  （略）  □**子ども**の行動制限等について、職員間で検証・検討する場を設ける等により理解の共通化やより良い対応に向けた取組を行っている。  □**子ども**の行動制限等を行った場合、必要に応じて児童相談所等に報告している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**子ども**の安全を確保する等の理由により、やむを得ず**子ども**の行動制限等をする等の場合の施設の取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○本評価基準でいう「行動制限等」とは、一定期間、他の**子ども**たちと異なる日課による個別的な支援を行うこと、とします。（例：特別支援日課等）  ○一定期間、他の**子ども**たちと異なる日課による個別的な支援が必要になる場合に、その内容や予定する期間等については、施設で定める規程やルール、マニュアルのもとで行われることが必要です。  （略）  （３）評価の留意点  ○**子ども**の行動制限等を行う場合、その内容や期間などが**子ども**の最善の利益の観点から適当であり、恣意的に行われるものではないことを確認します。 |
| Ａ③　Ａ－１－（１）－③　**こども**に対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**に対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。  ｂ）**こども**に対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが十分ではない。  ｃ）**こども**に対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。 |   評価の着眼点  □定期的に全体の場で権利についての理解を深めるように**こども**たちに説明している。  □日常生活の中で起こる出来事を通じて、**こども**の自身や他者の権利について正しい理解につながるよう努めている。  （略）  □**こども**の状態に応じて、権利と責任の関係について理解できるように説明している。  （略）  □定期的に職員研修として、**こども**の権利に関する学習機会を持っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども**が、自己や他者の権利について正しく理解できるようにするための取組状況について評価を行います。  （２）趣旨・解説  ○子どもの権利条約で**こども**の権利（生きる・育つ・守られる・参加する権利）が定められおり、施設全体で**こども**の権利を十分に理解するためのマニュアル等の整備、研修機会の確保が必要です。  ○**こども**が自己肯定感を高めて成長していくためにも、**こども**が自分の持っている権利について理解していることが必要です。  ○職員は、日常生活の中で**こども**の権利について話し合う機会を持つなど、権利について日頃から職員が互いに意識しながら支援することが必要です。  ○**こども**に対しても、権利ノートなどを活用し、発達段階に合わせた説明が求められます。その際、権利には「権利」と「責任」があることも併せて伝え自己理解や他者への理解を促すことも求められます。  ○**こども**が困った時に施設内だけではなく、外部機関などへ相談できる苦情解決のシステムや意見箱により権利が守られることを知らせることも重要です。  （３）評価の留意点  ○職員が日常的にケアの視点として、**こども**の権利を尊重していることが分かる取組を具体的に確認します。  ○**こども**の状態に応じて、権利と義務・責任の関係について**こども**が理解できるように説明し、話し合う機会が持たれているか確認します。  ○不適切な養育を受けた**こども**は、権利について意識することが少ない状況に置かれる傾向にあるため、特に配慮が必要であり、そのための取組を確認します。  （略） | Ａ③　Ａ－１－（１）－③　**子ども**に対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**に対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。  ｂ）**子ども**に対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが十分ではない。  ｃ）**子ども**に対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。 |   評価の着眼点  □定期的に全体の場で権利についての理解を深めるように**子ども**たちに説明している。  □日常生活の中で起こる出来事を通じて、**子ども**の自身や他者の権利について正しい理解につながるよう努めている。  （略）  □**子ども**の状態に応じて、権利と責任の関係について理解できるように説明している。  （略）  □定期的に職員研修として、**子ども**の権利に関する学習機会を持っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**子ども**が、自己や他者の権利について正しく理解できるようにするための取組状況について評価を行います。  （２）趣旨・解説  ○子どもの権利条約で**子ども**の権利（生きる・育つ・守られる・参加する権利）が定められおり、施設全体で**子ども**の権利を十分に理解するためのマニュアル等の整備、研修機会の確保が必要です。  ○**子ども**が自己肯定感を高めて成長していくためにも、**子ども**が自分の持っている権利について理解していることが必要です。  ○職員は、日常生活の中で**子ども**の権利について話し合う機会を持つなど、権利について日頃から職員が互いに意識しながら支援することが必要です。  ○**子ども**に対しても、権利ノートなどを活用し、発達段階に合わせた説明が求められます。その際、権利には「権利」と「責任」があることも併せて伝え自己理解や他者への理解を促すことも求められます。  ○**子ども**が困った時に施設内だけではなく、外部機関などへ相談できる苦情解決のシステムや意見箱により権利が守られることを知らせることも重要です。  （３）評価の留意点  ○職員が日常的にケアの視点として、**子ども**の権利を尊重していることが分かる取組を具体的に確認します。  ○**子ども**の状態に応じて、権利と義務・責任の関係について**子ども**が理解できるように説明し、話し合う機会が持たれているか確認します。  ○不適切な養育を受けた**子ども**は、権利について意識することが少ない状況に置かれる傾向にあるため、特に配慮が必要であり、そのための取組を確認します。  （略） |
| Ａ－１－（２）被措置児童等虐待の防止等  A④　Ａ－１－（２）－①　**こども**に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、**こども**に周知している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、施設において**こども**の人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○施設は、**こども**への不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。  （略）  ○不適切なかかわりの具体例を示し、**こども**が自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、**こども**からの訴えを受け止める体制整備等も求められます。  ○不適切なかかわりがあった場合、発見した職員や**こども**の対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。  ○なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知するともに、**こども**に対しても届出・通告制度があることの説明を行うことが求められます。  （３）評価の留意点  （略）  ○**こども**間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止するための取組を確認します。 | Ａ－１－（２）被措置児童等虐待の防止等  A④　Ａ－１－（２）－①　**子ども**に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、**子ども**に周知している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、施設において**子ども**の人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○施設は、**子ども**への不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。  （略）  ○不適切なかかわりの具体例を示し、**子ども**が自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、**子ども**からの訴えを受け止める体制整備等も求められます。  ○不適切なかかわりがあった場合、発見した職員や**子ども**の対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。  ○なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知するともに、**子ども**に対しても届出・通告制度があることの説明を行うことが求められます。  （３）評価の留意点  （略）  ○**子ども**間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止するための取組を確認します。 |
| Ａ－１－（３）　**こども**の主体性、自律性を尊重した日常生活  Ａ⑤　Ａ－１－（３）－①　**こども**自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。  ｂ）**こども**自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。  ｃ）**こども**自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。 |   評価の着眼点  □**こども**自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動を実施している。  □**こども**たちが施設の行事・余暇活動の企画・運営等にかかわることができる。  □**こども**が生活上の問題や課題について主体的に考え、その上で取組、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。  （略）  □**こども**の発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得に向けた支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども**自身が自らの生活を主体的に考え、実際に営むことができるよう発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得を含めた施設としての支援、取組の状況を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こども**が生活の主体であることを確認し、その生活について**こども**の意見を聞くことや**こども**同士が話し合う機会を定期的に設けることが必要です。また、行事の企画や運営に参加するなど**こども**一人ひとりが生活の主体者であることを意識できるような取組が求められます。  ○**こども**から出された施設での生活に関する意見等は、施設の機能等を踏まえて対応できるもの、できないものがあるものの、十分な検討とていねいな対応が必要です。  ○また、**こども**一人ひとりが自らの生活における課題を主体的に考え、自主的に営んでいくことができるような施設の支援・取組を評価します。  ○**こども**が自立した生活をめざして自己の成長や問題解決力を高めるためには、日々の生活において多様な経験を積むための機会を確保するとともに、つまずきや失敗を受け止め、**こども**とともに解決していこうとする職員の姿勢も大切です。  ○**こども**は、日常生活で直面する困難な問題を解決していく過程で生じた苦悩、葛藤、熟考、理解、判断などによって、知性、道徳性、情緒などを育んでいきます。  ○あわせて、**こども**の自立した生活に向けては、生活習慣（食事、睡眠、排泄、掃除等）・生活技術（防犯、金銭管理等）を身につけることが必要であり、その支援のあり様は**こども**一人ひとりの発達段階等によって大きく異なるため、きめ細かな対応が求められます。  ○**こども**によっては、自身の出生や生い立ち、家族の状況について知らせることが必要になる場合もあり、その際にはその**こども**の発達段階に応じて適切に知らせることが大切です。  （３）評価の留意点  ○**こども**を権利の主体として位置づけ、常にその最善の利益に配慮した支援が行われているか確認します。  ○施設が行う支援・取組が、**こども**が健全で自主的な生活を営むことをめざし、発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得とともに、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的として行われているか確認します。  ○なお、本評価基準では施設での集団生活にかかわる支援の状況と、**こども**一人ひとりに着目した支援の双方を評価しますが、**こども**一人ひとりに対する支援等については自立支援計画との関係で評価します。 | Ａ－１－（３）　**子ども**の主体性、自律性を尊重した日常生活  Ａ⑤　Ａ－１－（３）－①　**子ども**自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。  ｂ）**子ども**自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。  ｃ）**子ども**自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。 |   評価の着眼点  □**子ども**自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動を実施している。  □**子ども**たちが施設の行事・余暇活動の企画・運営等にかかわることができる。  □**子ども**が生活上の問題や課題について主体的に考え、その上で取組、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。  （略）  □**子ども**の発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得に向けた支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**子ども**自身が自らの生活を主体的に考え、実際に営むことができるよう発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得を含めた施設としての支援、取組の状況を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**子ども**が生活の主体であることを確認し、その生活について**子ども**の意見を聞くことや**子ども**同士が話し合う機会を定期的に設けることが必要です。また、行事の企画や運営に参加するなど**子ども**一人ひとりが生活の主体者であることを意識できるような取組が求められます。  ○**子ども**から出された施設での生活に関する意見等は、施設の機能等を踏まえて対応できるもの、できないものがあるものの、十分な検討とていねいな対応が必要です。  ○また、**子ども**一人ひとりが自らの生活における課題を主体的に考え、自主的に営んでいくことができるような施設の支援・取組を評価します。  ○**子ども**が自立した生活をめざして自己の成長や問題解決力を高めるためには、日々の生活において多様な経験を積むための機会を確保するとともに、つまずきや失敗を受け止め、**子ども**とともに解決していこうとする職員の姿勢も大切です。  ○**子ども**は、日常生活で直面する困難な問題を解決していく過程で生じた苦悩、葛藤、熟考、理解、判断などによって、知性、道徳性、情緒などを育んでいきます。  ○あわせて、**子ども**の自立した生活に向けては、生活習慣（食事、睡眠、排泄、掃除等）・生活技術（防犯、金銭管理等）を身につけることが必要であり、その支援のあり様は**子ども**一人ひとりの発達段階等によって大きく異なるため、きめ細かな対応が求められます。  ○**子ども**によっては、自身の出生や生い立ち、家族の状況について知らせることが必要になる場合もあり、その際にはその**子ども**の発達段階に応じて適切に知らせることが大切です。  （３）評価の留意点  ○**子ども**を権利の主体として位置づけ、常にその最善の利益に配慮した支援が行われているか確認します。  ○施設が行う支援・取組が、**子ども**が健全で自主的な生活を営むことをめざし、発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得とともに、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的として行われているか確認します。  ○なお、本評価基準では施設での集団生活にかかわる支援の状況と、**子ども**一人ひとりに着目した支援の双方を評価しますが、**子ども**一人ひとりに対する支援等については自立支援計画との関係で評価します。 |
| Ａ－１－（４）支援の継続性とアフターケア  Ａ⑥　Ａ－１－（４）－①　**こども**が安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**が安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。  ｂ）**こども**が安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っているが十分ではない。  ｃ）退所後の継続的な支援は行っていない。 |   評価の着眼点  □退所した**こども**の自立のための通所支援を積極的に実施している。  □定期的かつ必要に応じて訪問による支援を実施している。  □退所した**こども**の来所を温かく受け入れ、自立を励まし、支援する取組を行っている。必要な場合は短期間の宿泊による支援を実施している。  □退所した**こども**の自立のための通所による支援を実施するうえでの課題や条件整備について前向きに検討している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、退所後に**こども**が安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などによる支援の実施状況を評価します。  （２）趣旨・解説  ○退所した**こども**の自立の支援等のためのアフターケアは、施設の業務であり、退所後何年たっても行っていくことになっています。  ○施設は、退所後のアフターケア支援計画に基づいて定期的な通信、訪問、通所等を行い、**こども**が困っていることや家庭の様子を把握することが必要です。  ○保護者等からの支援が受けにくい**こども**や、無理な自立を強いられる**こども**が多いのが現状です。施設は精神的にも拠り所となるような機能を準備することが望まれます。  ○また、**こども**が困り感を訴えることがない場合でも、退所先の学校や就労先と連絡を取り合い、状況を確認するなどの支援を行うことが重要です。  **○令和４年児童福祉法改正により、児童自立生活援助事業の対象者の年齢要件等が緩和され、都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施が可能になりました。これにより、施設退所者等が満20歳以降もこの事業を活用して同じ施設を利用し続けることが可能になりました。このような事業も活用できます。**  **○令和４年児童福祉法改正により、施設退所者等や自立支援を必要とする者に対し生活・就労・自立に関する相談等の機会や対象者の相互交流の場を提供する社会的養護自立支援拠点事業が都道府県等の事業として整備されました。自立支援を必要とする退所者等のために、このような事業を紹介するなどの取組が求められます。**  （３）評価の留意点  ○施設内外でのアフターケアに関する具体的な実施状況について確認します。  ○退所後も施設として**こども**が相談できる窓口を設置するなど、家族や**こども**からの相談にいつでも応じられる体制が整っているかを確認します。 | Ａ－１－（４）支援の継続性とアフターケア  Ａ⑥　Ａ－１－（４）－①　**子ども**が安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**が安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。  ｂ）**子ども**が安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っているが十分ではない。  ｃ）退所後の継続的な支援は行っていない。 |   評価の着眼点  □退所した**子ども**の自立のための通所支援を積極的に実施している。  □定期的かつ必要に応じて訪問による支援を実施している。  □退所した**子ども**の来所を温かく受け入れ、自立を励まし、支援する取組を行っている。必要な場合は短期間の宿泊による支援を実施している。  □退所した**子ども**の自立のための通所による支援を実施するうえでの課題や条件整備について前向きに検討している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、退所後に**子ども**が安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などによる支援の実施状況を評価します。  （２）趣旨・解説  ○退所した**子ども**の自立の支援等のためのアフターケアは、施設の業務であり、退所後何年たっても行っていくことになっています。  ○施設は、退所後のアフターケア支援計画に基づいて定期的な通信、訪問、通所等を行い、**子ども**が困っていることや家庭の様子を把握することが必要です。  ○保護者等からの支援が受けにくい**子ども**や、無理な自立を強いられる**子ども**が多いのが現状です。施設は精神的にも拠り所となるような機能を準備することが望まれます。  ○また、**子ども**が困り感を訴えることがない場合でも、退所先の学校や就労先と連絡を取り合い、状況を確認するなどの支援を行うことが重要です。  **（新設）**  **（新設）**  （３）評価の留意点  ○施設内外でのアフターケアに関する具体的な実施状況について確認します。  ○退所後も施設として**子ども**が相談できる窓口を設置するなど、家族や**子ども**からの相談にいつでも応じられる体制が整っているかを確認します。 |
| Ａ－２　支援の質の確保  Ａ－２－（１）　支援の基本  Ａ⑦　Ａ－２－（１）－①　**こども**と職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**と職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。  ｂ）**こども**と職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っているが、十分ではない。  ｃ）**こども**と職員の信頼関係が十分構築されておらず、家庭的・福祉的アプローチも十分ではない。 |   評価の着眼点  □職員は、**こども**たちが日常生活の中で「大切にされる体験」を積み重ね、信頼関係や自己肯定感を取り戻すことができるように支援している。  □**こども**に安心・安全な生活を提供して不安の解消を図るとともに、**こども**の良さ、強み、潜在的な可能性を見つけるなど、**こども**に対する受容的・支持的かかわりを心がけている。  □**こども**たちがお互いにその人格を尊重し、お互いの長所を認め合い、助け合うことのできる良質な集団づくりを行うなど、集団生活の安定性を確保するための取組がなされている。  □一人ひとりの**こども**と良好な関係が持てるよう、職員と**こども**が個別的にふれあう時間を確保したり、施設全体の行事とは別に小集団での行事等を**こども**と計画を立て実施するなどの工夫がなされている。  □**こども**の集団生活の状況に応じて、臨機応変に生活の内容を変えて対応している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、児童自立支援施設における支援基盤というべき、**こども**と職員との信頼関係の構築に向けたかかわりや、集団生活の安定性の確保の取組と支援の基本的なあり方としての家庭的・福祉的アプローチの取組について評価します。  （２）趣旨・解説  ○施設における支援は、**こども**の基本的信頼感を構築することが不可欠であり、そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的かかわり、真摯に向き合うことが求められます。  ○また、生活の中で**こども**が安心感を得ることのできる雰囲気が施設から醸し出され、一人ひとりが大切にされていると感じる状況となっていること、**こども**にとっての安心で安全な居場所となっていることが大切です。  ○児童自立支援施設の特徴として、集団生活の安定性を確保した支援が重要となります。その支援基盤にたって、職員と**こども**の信頼関係のもとに**こども**が自立する力を育むために、**こども**が愛され大切にされているという家庭的・福祉的アプローチが重要です。  ○なお、施設においては、**こども**同士の相互の影響力が非常に大きく作用することが多く見られることにも着目します。  （３）評価の留意点  ○個々の**こども**との信頼関係の構築と理解のために寄り添い、向かい合う姿勢が持たれていることを、寮日誌、面接記録、自立支援計画等で確認します。  （略）  ○**こども**の生育歴や養育環境などの理解に基づき、ニーズに応じた「育て直し」に取り組んでいることをケースカンファレンス記録、支援会議録、自立支援計画、寮日誌等で確認します。 | Ａ－２　支援の質の確保  Ａ－２－（１）　支援の基本  Ａ⑦　Ａ－２－（１）－①　**子ども**と職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**と職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。  ｂ）**子ども**と職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っているが、十分ではない。  ｃ）**子ども**と職員の信頼関係が十分構築されておらず、家庭的・福祉的アプローチも十分ではない。 |   評価の着眼点  □職員は、**子ども**たちが日常生活の中で「大切にされる体験」を積み重ね、信頼関係や自己肯定感を取り戻すことができるように支援している。  □**子ども**に安心・安全な生活を提供して不安の解消を図るとともに、**子ども**の良さ、強み、潜在的な可能性を見つけるなど、**子ども**に対する受容的・支持的かかわりを心がけている。  □**子ども**たちがお互いにその人格を尊重し、お互いの長所を認め合い、助け合うことのできる良質な集団づくりを行うなど、集団生活の安定性を確保するための取組がなされている。  □一人ひとりの**子ども**と良好な関係が持てるよう、職員と**子ども**が個別的にふれあう時間を確保したり、施設全体の行事とは別に小集団での行事等を**子ども**と計画を立て実施するなどの工夫がなされている。  □**子ども**の集団生活の状況に応じて、臨機応変に生活の内容を変えて対応している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、児童自立支援施設における支援基盤というべき、**子ども**と職員との信頼関係の構築に向けたかかわりや、集団生活の安定性の確保の取組と支援の基本的なあり方としての家庭的・福祉的アプローチの取組について評価します。  （２）趣旨・解説  ○施設における支援は、**子ども**の基本的信頼感を構築することが不可欠であり、そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的かかわり、真摯に向き合うことが求められます。  ○また、生活の中で**子ども**が安心感を得ることのできる雰囲気が施設から醸し出され、一人ひとりが大切にされていると感じる状況となっていること、**子ども**にとっての安心で安全な居場所となっていることが大切です。  ○児童自立支援施設の特徴として、集団生活の安定性を確保した支援が重要となります。その支援基盤にたって、職員と**子ども**の信頼関係のもとに**子ども**が自立する力を育むために、**子ども**が愛され大切にされているという家庭的・福祉的アプローチが重要です。  ○なお、施設においては、**子ども**同士の相互の影響力が非常に大きく作用することが多く見られることにも着目します。  （３）評価の留意点  ○個々の**子ども**との信頼関係の構築と理解のために寄り添い、向かい合う姿勢が持たれていることを、寮日誌、面接記録、自立支援計画等で確認します。  （略）  ○**子ども**の生育歴や養育環境などの理解に基づき、ニーズに応じた「育て直し」に取り組んでいることをケースカンファレンス記録、支援会議録、自立支援計画、寮日誌等で確認します。 |
| Ａ⑧　Ａ－２－（１）－②　**こども**の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。  ｂ）**こども**の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない。  ｃ）**こども**の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる取組を行っていない。 |   評価の着眼点  □施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう**こども**に説明し、責任ある行動をとるよう支援している。  □施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。また、**こども**たちにわかりやすく具体的に文書等で示している。  （略）  □**こども**が個々のニーズに応じて主体的に余暇活動などを行い、それを通して、協調性や社会性を養うように支援している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**こども**の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための支援について、職員の態度や**こども**とのかかわり方のほか、施設のルールづくりへの**こども**の参画等、具体的な取組を通して評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  ○**こども**にとって今後の生活の規範となる各種のルールや態度等について学ぶ機会が確保されていることが大切です。  ○施設特有のルールから社会のルールに順応していくプロセスが用意されていることが必要です。  （３）評価の留意点  （略） | Ａ⑧　Ａ－２－（１）－②　**子ども**の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。  ｂ）**子ども**の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない。  ｃ）**子ども**の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる取組を行っていない。 |   評価の着眼点  □施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう**子ども**に説明し、責任ある行動をとるよう支援している。  □施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。また、**子ども**たちにわかりやすく具体的に文書等で示している。  （略）  □**子ども**が個々のニーズに応じて主体的に余暇活動などを行い、それを通して、協調性や社会性を養うように支援している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**子ども**の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための支援について、職員の態度や**子ども**とのかかわり方のほか、施設のルールづくりへの**子ども**の参画等、具体的な取組を通して評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  ○**子ども**にとって今後の生活の規範となる各種のルールや態度等について学ぶ機会が確保されていることが大切です。  ○施設特有のルールから社会のルールに順応していくプロセスが用意されていることが必要です。  （３）評価の留意点  （略） |
| Ａ⑨　Ａ－２－（１）－③　自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □加害行為を行った**こども**が自分の行為を振り返り、きちんと向き合うための支援を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども**が入所前に行った暴力・加害行為などにより被害を受けた人に対する影響や自分自身に対する影響、あるいは、社会に対する影響や責任について考えさせ、**こども**の人間性の回復に向けての取組について評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  ○施設は、**こども**の行動上の問題の発生を抑制しすぎることなく、あえて小さな行動上の問題が発生することも想定し、その際には大きな問題に至らないように早期発見・早期対応による適切な支援を行うことも大切です。それを通して、**こども**自身がその問題の原因や背景について検討し、自己認識を深め、自己責任感などを育てます。  （３）評価の留意点  ○加害行為を行った**こども**のなかには、虐待等不適切な養育を受けた**こども**もおり、一人ひとりの**こども**に応じた支援が行われていることを確認します。  （略） | Ａ⑨　Ａ－２－（１）－③　自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □加害行為を行った**子ども**が自分の行為を振り返り、きちんと向き合うための支援を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**子ども**が入所前に行った暴力・加害行為などにより被害を受けた人に対する影響や自分自身に対する影響、あるいは、社会に対する影響や責任について考えさせ、**子ども**の人間性の回復に向けての取組について評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  ○施設は、**子ども**の行動上の問題の発生を抑制しすぎることなく、あえて小さな行動上の問題が発生することも想定し、その際には大きな問題に至らないように早期発見・早期対応による適切な支援を行うことも大切です。それを通して、**子ども**自身がその問題の原因や背景について検討し、自己認識を深め、自己責任感などを育てます。  （３）評価の留意点  ○加害行為を行った**子ども**のなかには、虐待等不適切な養育を受けた**子ども**もおり、一人ひとりの**子ども**に応じた支援が行われていることを確認します。  （略） |
| Ａ－２－（２）食生活  Ａ⑩　Ａ－２－（２）－①　食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |     評価の着眼点  □**こども**が日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に着けることができるよう食育を推進し、団らんの場として明るく楽しい雰囲気の中で食事ができるよう工夫している。  （略）  □**こども**の個人差（年齢、障害等）や**こども**の体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。  □食に関する課題のある**こども**への具体的な取組を行っている。  （略）  □定例的に**こども**の嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。  □**こども**の発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組に加え、**こども**の生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活への**こども**の参加、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  ○食事は、**こども**の健やかな成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの**こども**に配慮することが大切です。  ○従来、食事は**こども**の身体づくりの面が重視されてきましたが、**こども**の心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。  ○食事の時間は、**こども**の基本的生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。  （略）  （３）評価の留意点  ○食事に関する支援の際に、明るく楽しい食事の雰囲気を壊さない配慮がなされているか聞き取りなどから確認します。  ○一覧表やファイルを作成するなど、個々の**こども**のアレルギーがすぐ分かるようになっているかを確認します。  ○**こども**の発達段階や課題を把握したうえで習得するべき食習慣を決め、それが習得できるように支援しているか聞き取りなどから確認します。  ○日課として、寮で**こども**たちが調理する機会があるか「寮日誌」等の記録で確認する。また、調理実習や教科での調理などについては授業計画や実施要項等で確認します。  ○食に関して課題のある**こども**への支援について、記録などから確認します。  （略） | Ａ－２－（２）食生活  Ａ⑩　Ａ－２－（２）－①　食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □**子ども**が日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に着けることができるよう食育を推進し、団らんの場として明るく楽しい雰囲気の中で食事ができるよう工夫している。  （略）  □**子ども**の個人差（年齢、障害等）や**子ども**の体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。  □食に関する課題のある**子ども**への具体的な取組を行っている。  （略）  □定例的に**子ども**の嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。  □**子ども**の発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組に加え、**子ども**の生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活への**子ども**の参加、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  ○食事は、**子ども**の健やかな成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの**子ども**に配慮することが大切です。  ○従来、食事は**子ども**の身体づくりの面が重視されてきましたが、**子ども**の心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。  ○食事の時間は、**子ども**の基本的生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。  （略）  （３）評価の留意点  ○食事に関する支援の際に、明るく楽しい食事の雰囲気を壊さない配慮がなされているか聞き取りなどから確認します。  ○一覧表やファイルを作成するなど、個々の**子ども**のアレルギーがすぐ分かるようになっているかを確認します。  ○**子ども**の発達段階や課題を把握したうえで習得するべき食習慣を決め、それが習得できるように支援しているか聞き取りなどから確認します。  ○日課として、寮で**子ども**たちが調理する機会があるか「寮日誌」等の記録で確認する。また、調理実習や教科での調理などについては授業計画や実施要項等で確認します。  ○食に関して課題のある**子ども**への支援について、記録などから確認します。  （略） |
| Ａ－２－（３）　日常生活等の支援  Ａ⑪　Ａ－２－（３）－①　衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  ○適切な衣類の提供だけでなく、TPOに合わせた服装や衣替えの習慣など、**こども**達が衣習慣を習得できるよう支援していることを確認します。 | Ａ－２－（３）　日常生活等の支援  Ａ⑪　Ａ－２－（３）－①　衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  ○適切な衣類の提供だけでなく、TPOに合わせた服装や衣替えの習慣など、**子ども**達が衣習慣を習得できるよう支援していることを確認します。 |
| Ａ⑫　Ａ－２－（３）－②　居室等施設全体が、**こども**の居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）居室等施設全体が、**こども**の居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものになっている。  ｂ）居室等施設全体が、**こども**の居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮されているが、十分ではない。  ｃ）居室等施設全体が、**こども**の居場所となるように、安全性、や快適さ、あたたかさなどに配慮していない。 |   評価の着眼点  □建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、**こども**を取り巻く住環境から、そこにくらす**こども**が大切にされているというメッセージを感じられるようにしている。  □**こども**が私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備している。  （略）  □中学生以上は個室が望ましいが、**こども**の状況に応じて配慮を行っている。  （略）  □ＴＶ、ＤＶＤ、音楽プレイヤー、楽器や本など**こども**が楽しめる環境を整えている。  □**こども**が安心して十分に睡眠がとれるように配慮している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として**こども**にとっての安心・安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こども**にとって施設は、生活の全てであるという認識のもと、環境を整えることが必要です。何を設置しているかいないのかで評価するのではなく、何のためにそれがあり、**こども**が安心して生活できる環境のために必要であるかどうかで判断をする必要があります。  （３）評価の留意点  ○**こども**の成長発達と権利擁護に配慮された生活の場である建物や設備となっているかを確認します。  ○**こども**たちのプライバシーが守られる工夫がなされ、居住スペースにプライベートゾーンとパブリックゾーンの棲み分けが出来ているか確認します。 | Ａ⑫　Ａ－２－（３）－②　居室等施設全体が、**子ども**の居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）居室等施設全体が、**子ども**の居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものになっている。  ｂ）居室等施設全体が、**子ども**の居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮されているが、十分ではない。  ｃ）居室等施設全体が、**子ども**の居場所となるように、安全性、や快適さ、あたたかさなどに配慮していない。 |   評価の着眼点  □建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、**子ども**を取り巻く住環境から、そこにくらす**子ども**が大切にされているというメッセージを感じられるようにしている。  □**子ども**が私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備している。  （略）  □中学生以上は個室が望ましいが、**子ども**の状況に応じて配慮を行っている。  （略）  □ＴＶ、ＤＶＤ、音楽プレイヤー、楽器や本など**子ども**が楽しめる環境を整えている。  □**子ども**が安心して十分に睡眠がとれるように配慮している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として**子ども**にとっての安心・安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**子ども**にとって施設は、生活の全てであるという認識のもと、環境を整えることが必要です。何を設置しているかいないのかで評価するのではなく、何のためにそれがあり、**子ども**が安心して生活できる環境のために必要であるかどうかで判断をする必要があります。  （３）評価の留意点  ○**子ども**の成長発達と権利擁護に配慮された生活の場である建物や設備となっているかを確認します。  ○**子ども**たちのプライバシーが守られる工夫がなされ、居住スペースにプライベートゾーンとパブリックゾーンの棲み分けが出来ているか確認します。 |
| Ａ⑬　Ａ－２－（３）－③　スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □スポーツ活動（クラブ活動）は、身体能力を育てるだけではなく、**責任感、協調性を身につけ、**自己肯定感を醸成する機会として実施している。  **□文化活動は、こどもの持っている興味・関心を引き出し、こどもの個性を伸ばすだけでなく、豊かな人間性と社会性を育む機会として実施している。**  □**こども**の興味、好みを可能な範囲で取り入れ、体制を整えて支援している。  □**こども**の発達段階に応じた内容が取り入れられ、**こども**が達成感を得られやすい目標設定で支援している。  □ルールを尊重するとともに、**こども**間の協力やチームワークなど、**こども**の社会性の発達を支援している。  □**こども**が自主性や自発性を持った活動を行い、最後までやり通せるように支援している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、達成感を通して自己肯定感の向上を図るための支援の状況を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**スポーツ活動や文化活動を通して、心身の育成を図るとともに、責任感、達成感、自律性などを育み、活動の中で協調性、社会性**を身につける機会として実施されていることが重要です。  ○学習面で力が発揮できにくい**こども**であっても、スポーツ活動や文化活動を通じて優れた能力を発揮することで、自尊心や、自己肯定感を高めるきっかけとなります。  ○さらに、スポーツ活動や文化活動を通じて、余暇の過ごし方や趣味の発見の機会を得ることで、精神の安定や自己コントロールのための方法を身に付ける一助となります。  （３）評価の留意点  ○スポーツ活動、文化活動の実施にあたって、**それぞれの**目的、実施内容や実施結果等を実施要領、実施後の反省をまとめた記録等で確認します。  ○スポーツ活動や文化活動を通して、**こども**たちが、どのような力をつけることができたのか、達成感を感じることができたのか、実施後の反省のまとめ、育成記録等で確認します。 | Ａ⑬　Ａ－２－（３）－③　スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □スポーツ活動（クラブ活動）は、身体能力を育てるだけではなく、**忍耐力、責任感、協調性、ルール（規範）を身につけ、**自己肯定感を醸成する機会として実施している。  **（新設）**  □**子ども**の興味、好みを可能な範囲で取り入れ、体制を整えて支援している。  □**子ども**の発達段階に応じた内容が取り入れられ、**子ども**が達成感を得られやすい目標設定で支援している。  □ルールを尊重するとともに、**子ども**間の協力やチームワークなど、**子ども**の社会性の発達を支援している。  □**子ども**が自主性や自発性を持った活動を行い、最後までやり通せるように支援している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、スポーツ活動や文化活動を通して**健康な体づくり、忍耐力、責任感、協調性の醸成といった**心身の育成を図るとともに、達成感を通して自己肯定感の向上を図るための支援の状況を評価します。  （２）趣旨・解説  ○**スポーツ活動（クラブ活動）においては、身体能力を育てるだけではなく、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養い、ルール（規範）**を身につける機会として実施されていることが重要です。  ○学習面で力が発揮できにくい**子ども**であっても、スポーツ活動や文化活動を通じて優れた能力を発揮することで、自尊心や、自己肯定感を高めるきっかけとなります。  ○さらに、スポーツ活動や文化活動を通じて、余暇の過ごし方や趣味の発見の機会を得ることで、精神の安定や自己コントロールのための方法を身に付ける一助となります。  （３）評価の留意点  ○スポーツ活動、文化活動の実施にあたって、目的、実施内容や実施結果等を実施要領、実施後の反省をまとめた記録等で確認します。  ○スポーツ活動や文化活動を通して、**子ども**たちが、どのような力をつけることができたのか、達成感を感じることができたのか、実施後の反省のまとめ、育成記録等で確認します。 |
| Ａ－２－（４）　健康管理  Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　医療機関と連携して一人ひとりの**こども**に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）一人ひとりの**こども**に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。  ｂ）一人ひとりの**こども**に対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。  ｃ）一人ひとりの**こども**に対する心身の健康管理が行われていない。 |   評価の着眼点  □健康上特別な配慮を要する**こども**については、医療機関と連携して、服薬や薬歴のチェック等を行い、日頃から注意深く観察している。  （略）  □受診や服薬が必要な場合、**こども**がその必要性を理解できるよう、説明している。  □**こども**の心身の異常の訴えに適切な対処を行っている。  （略）  □定期的な健康チェックを実施するなど、**こども**の健康状態・発達状態の把握や健康管理に努めている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども**の健康管理について定期的な健康診断など日常的な医療機関との連携や、**こども**の健康状態の把握状況とともに、必要時の対応方法等について評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こども**の健康を維持していくためには、定期的な健康診断や医療機関との連携は不可欠です。また、日常的に職員が**こども**の健康状態や発達状況を把握していることが必要です。  ○近年、発達障がい等を有する**こども**の入所が増加していることから、支援のあり方について医療機関等と連携し行動特性や服薬の管理などについて情報を共有することが必要です。  （３）評価の留意点  （略）  ○また、医療機関のほか、**こども**の障害特性等に応じた療育支援を行う機関等との連携も考えられます。 | Ａ－２－（４）　健康管理  Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　医療機関と連携して一人ひとりの**子ども**に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）一人ひとりの**子ども**に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。  ｂ）一人ひとりの**子ども**に対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。  ｃ）一人ひとりの**子ども**に対する心身の健康管理が行われていない。 |   評価の着眼点  □健康上特別な配慮を要する**子ども**については、医療機関と連携して、服薬や薬歴のチェック等を行い、日頃から注意深く観察している。  （略）  □受診や服薬が必要な場合、**子ども**がその必要性を理解できるよう、説明している。  □**子ども**の心身の異常の訴えに適切な対処を行っている。  （略）  □定期的な健康チェックを実施するなど、**子ども**の健康状態・発達状態の把握や健康管理に努めている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**子ども**の健康管理について定期的な健康診断など日常的な医療機関との連携や、**子ども**の健康状態の把握状況とともに、必要時の対応方法等について評価します。  （２）趣旨・解説  ○**子ども**の健康を維持していくためには、定期的な健康診断や医療機関との連携は不可欠です。また、日常的に職員が**子ども**の健康状態や発達状況を把握していることが必要です。  ○近年、発達障がい等を有する**子ども**の入所が増加していることから、支援のあり方について医療機関等と連携し行動特性や服薬の管理などについて情報を共有することが必要です。  （３）評価の留意点  （略）  ○また、医療機関のほか、**子ども**の障害特性等に応じた療育支援を行う機関等との連携も考えられます。 |
| Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □医療機関との連携による取組を通して、**こども**自身が身体の健康や安全を自己管理できるよう支援している。  （略）  □**こども**の発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。  （略）  □施設内における危険箇所を把握し、職員、**こども**に注意喚起が行われている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、発達段階に応じて**こども**自らが身体の健康や安全に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。  （２）趣旨・解説  ○身体の健康は、**こども**の健全な発達の基本となります。  ○**こども**の発達段階に応じ、健康や清潔、安全に対する自己管理や基本的生活習慣を身に付けることができるよう支援する工夫が必要です。  （３）評価の留意点  （略） | Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □医療機関との連携による取組を通して、**子ども**自身が身体の健康や安全を自己管理できるよう支援している。  （略）  □**子ども**の発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。  （略）  □施設内における危険箇所を把握し、職員、**子ども**に注意喚起が行われている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、発達段階に応じて**子ども**自らが身体の健康や安全に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。  （２）趣旨・解説  ○身体の健康は、**子ども**の健全な発達の基本となります。  ○**子ども**の発達段階に応じ、健康や清潔、安全に対する自己管理や基本的生活習慣を身に付けることができるよう支援する工夫が必要です。  （３）評価の留意点  （略） |
| Ａ－２－（５）　性に関する教育  Ａ⑯　Ａ－２－（５）－①　性に関する教育の機会を設けている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □性をタブー視せず、**こども**の疑問や不安に答えている。  （略）  □必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や**こども**に対して実施している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども**の性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○児童自立支援施設に入所する**こども**の中には、性についての逸脱行動をとった経験のある**こども**、性被害にあった**こども**、性犯罪を行った**こども**など、性に関する課題への支援のあり方について特別な配慮と対応が求められる**こども**がいます。  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○人として生きていくために必要な人間の体と心の全体について**こども**が学習できるよう具体的に対応していることを確認します。 | Ａ－２－（５）　性に関する教育  Ａ⑯　Ａ－２－（５）－①　性に関する教育の機会を設けている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □性をタブー視せず、**子ども**の疑問や不安に答えている。  （略）  □必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や**子ども**に対して実施している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**子ども**の性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○児童自立支援施設に入所する**子ども**の中には、性についての逸脱行動をとった経験のある**子ども**、性被害にあった**子ども**、性犯罪を行った**子ども**など、性に関する課題への支援のあり方について特別な配慮と対応が求められる**子ども**がいます。  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○人として生きていくために必要な人間の体と心の全体について**子ども**が学習できるよう具体的に対応していることを確認します。 |
| Ａ－２－（６）　行動上の問題に対しての対応  Ａ⑰　Ａ－２－（６）－①　施設内の**こども**間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。  ｂ）**こども**間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分ではない。  ｃ）**こども**間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組を行っていない。 |   評価の着眼点  □人権に対する**こども**の意識を育むよう支援をしている。  （略）  □課題を持った**こども**、入所間もない**こども**の場合は観察を密にし、個別支援を行っている。  □**こども**間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。  □**こども**間の性的加害・被害の発生予防に努め、発生した場合においても適切に対応している。  （略）  □暴力防止プログラムの活用など、**こども**に対して暴力防止に向けた支援を展開している。  □施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを**こども**と話し合う機会を持っている。  □生活グループの構成や部屋割りなどには、**こども**同士の関係性に配慮している。  □暴力やいじめについての対応マニュアルを作成している。  □**こども**の遊びにも職員が積極的に関与するなどして**こども**同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、施設内における**こども**間のいじめや暴力等の防止と、万が一発生した場合の対応策について施設の取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○暴力やいじめ、差別に対しては、重大な人権侵害であり許されない行為であることを**こども**たちに理解させ、人権に対する意識を育むよう支援を行うことが必要です。  〇そのためには職員が日頃から他者を慈しむ雰囲気を醸し出すことに努めるとともに、**こども**間の力関係等について把握にしておくことが必要です。  ○他の**こども**、特に弱い**こども**に対する暴力、いじめ、差別などは、他人の人格に対する重大な侵害として、人間として絶対に行ってはならない行為であり、こうした行為を見逃さないということが大切です。  〇また、**こども**同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。  **（削除）**  （３）評価の留意点  ○施設内で**こども**間の暴力（性的加害・被害を含む）やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底するための取組を確認します。 | Ａ－２－（６）　行動上の問題に対しての対応  Ａ⑰　Ａ－２－（６）－①　施設内の**子ども**間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。  ｂ）**子ども**間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分ではない。  ｃ）**子ども**間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組を行っていない。 |   評価の着眼点  □人権に対する**子ども**の意識を育むよう支援をしている。  （略）  □課題を持った**子ども**、入所間もない**子ども**の場合は観察を密にし、個別支援を行っている。  □**子ども**間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。  □**子ども**間の性的加害・被害の発生予防に努め、発生した場合においても適切に対応している。  （略）  □暴力防止プログラムの活用など、**子ども**に対して暴力防止に向けた支援を展開している。  □施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを**子ども**と話し合う機会を持っている。  □生活グループの構成や部屋割りなどには、**子ども**同士の関係性に配慮している。  □暴力やいじめについての対応マニュアルを作成している。  □**子ども**の遊びにも職員が積極的に関与するなどして**子ども**同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、施設内における**子ども**間のいじめや暴力等の防止と、万が一発生した場合の対応策について施設の取組を評価します。  （２）趣旨・解説  ○暴力やいじめ、差別に対しては、重大な人権侵害であり許されない行為であることを**子ども**たちに理解させ、人権に対する意識を育むよう支援を行うことが必要です。  〇そのためには職員が日頃から他者を慈しむ雰囲気を醸し出すことに努めるとともに、**子ども**間の力関係等について把握にしておくことが必要です。  ○他の**子ども**、特に弱い**子ども**に対する暴力、いじめ、差別などは、他人の人格に対する重大な侵害として、人間として絶対に行ってはならない行為であり、こうした行為を見逃さないということが大切です。  〇また、**子ども**同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。  **○評価の着眼点にある「毅然とした対応」とは、事実関係を正確に把握し、真摯な姿勢で子どもと向き合い、子どもの声に耳を傾ける対応をいいます。**  （３）評価の留意点  ○施設内で**子ども**間の暴力（性的加害・被害を含む）やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底するための取組を確認します。 |
| Ａ⑱　Ａ－２－（６）－②　**こども**の行動上の問題に適切に対応している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども**に行動上の問題があった場合には、関係のある**こども**も含めて適切に対応している。  ｂ）**こども**に行動上の問題があった場合には、関係のある**こども**も含めて対応しているが、十分ではない。  ｃ）**こども**に行動上の問題があった場合に、関係のある**こども**も含めて対応をしていない。 |   評価の着眼点  □行動上の問題のある**こども**について、**こども**の特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしている。  （略）  □施設が、**こども**にとっての癒しの場になるよう配慮している。  □行動上の問題のある**こども**については、問題となる行動を観察・記録するとともに**こども**本人からの訴えを傾聴し、発生の要因やメカニズムなどについて**こども**と共に分析して、**こども**に説明をしている。  （略）  □他の**こども**の安全、安心な生活を破壊し、施設の生活を成り立たせなくする暴力行為等に対し、施設全体で対応する仕組みを設け、周囲の**こども**の安全を図る配慮をしている。  □集積した**こども**の行動上の問題に対して、多角的に検証して原因を分析したうえで適切に対応し、また、記録にとどめ、以後の対応に役立てている。  （略）  □影響を受けた**こども**への配慮ある支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども**に暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合の対応や日常的な対応について本人および関係のある**こども**を含めた取組について評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こども**たちが起こす様々な行動の問題を必要最小限にとどめるためには、まず施設が**こども**にとって癒しの場になるような配慮が必要です。その中で起こってくる行動上の問題に対しては、**こども**からの必死なサインであるという認識の下、**こども**の訴えたいことを受け止めるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で適切に対応し、記録にとどめ、以後の対応に役立てることが重要です。  ○行動上の問題のある**こども**の特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有し、連携して対応できるようにすることや、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等とも情報交換を行うなど日常的な対応が求められます。  （３）評価の留意点  ○**こども**の行動上の問題により、影響を受けた**こども**や生活環境についての対応（生活秩序の回復、**こども**間の関係修復、生活環境の立て直しなど）を評価します。  ○パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合に、タイムアウトを行うなどして、**こども**の心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の**こども**の安全を図っているかどうかを確認します。 | Ａ⑱　Ａ－２－（６）－②　**子ども**の行動上の問題に適切に対応している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**子ども**に行動上の問題があった場合には、関係のある**子ども**も含めて適切に対応している。  ｂ）**子ども**に行動上の問題があった場合には、関係のある**子ども**も含めて対応しているが、十分ではない。  ｃ）**子ども**に行動上の問題があった場合に、関係のある**子ども**も含めて対応をしていない。 |   評価の着眼点  □行動上の問題のある**子ども**について、**子ども**の特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしている。  （略）  □施設が、**子ども**にとっての癒しの場になるよう配慮している。  □行動上の問題のある**子ども**については、問題となる行動を観察・記録するとともに**子ども**本人からの訴えを傾聴し、発生の要因やメカニズムなどについて**子ども**と共に分析して、**子ども**に説明をしている。  （略）  □他の**子ども**の安全、安心な生活を破壊し、施設の生活を成り立たせなくする暴力行為等に対し、施設全体で対応する仕組みを設け、周囲の**子ども**の安全を図る配慮をしている。  □集積した**子ども**の行動上の問題に対して、多角的に検証して原因を分析したうえで適切に対応し、また、記録にとどめ、以後の対応に役立てている。  （略）  □影響を受けた**子ども**への配慮ある支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**子ども**に暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合の対応や日常的な対応について本人および関係のある**子ども**を含めた取組について評価します。  （２）趣旨・解説  ○**子ども**たちが起こす様々な行動の問題を必要最小限にとどめるためには、まず施設が**子ども**にとって癒しの場になるような配慮が必要です。その中で起こってくる行動上の問題に対しては、**子ども**からの必死なサインであるという認識の下、**子ども**の訴えたいことを受け止めるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で適切に対応し、記録にとどめ、以後の対応に役立てることが重要です。  ○行動上の問題のある**子ども**の特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有し、連携して対応できるようにすることや、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等とも情報交換を行うなど日常的な対応が求められます。  （３）評価の留意点  ○**子ども**の行動上の問題により、影響を受けた**子ども**や生活環境についての対応（生活秩序の回復、**子ども**間の関係修復、生活環境の立て直しなど）を評価します。  ○パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合に、タイムアウトを行うなどして、**子ども**の心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の**子ども**の安全を図っているかどうかを確認します。 |
| Ａ－２－（７）　心理的ケア  Ａ⑲　Ａ－２－（７）－①　必要な**こども**に対して心理的な支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）必要な**こども**に対して心理的な支援を行っている。  ｂ）必要な**こども**に対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）必要な**こども**に対して心理的な支援を行っていない。 |   評価の着眼点  □心理的なケアを必要とする**こども**には、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理的な支援プログラムが策定されている。  □心理的なケアが必要な**こども**への対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。  □**こども**のニーズに応じて、有効なプログラムを柔軟に組み合わせたり修正したりして、心理的な支援プログラムを作成している。  （略）  □**こども**個々に心理的ケアの担当者を決め、定期的に心理的な支援を実施している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、被虐待児など心理的なケアが必要な**こども**に対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく個々の**こどもの**ニーズに対応した心理的な支援プログラムの策定とそのプログラムによる心理的支援の実施状況等について評価します。  （２）趣旨・解説  ○心理的なケアを必要とする**こども**に対しては、**こども**や保護者等への説明と同意の下、それぞれの発達段階や自立支援計画に基づき個別的に柔軟な心理的ケアが実施されることが必要です。  （略）  （３）評価の留意点  （略） | Ａ－２－（７）　心理的ケア  Ａ⑲　Ａ－２－（７）－①　必要な**子ども**に対して心理的な支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）必要な**子ども**に対して心理的な支援を行っている。  ｂ）必要な**子ども**に対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）必要な**子ども**に対して心理的な支援を行っていない。 |   評価の着眼点  □心理的なケアを必要とする**子ども**には、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理的な支援プログラムが策定されている。  □心理的なケアが必要な**子ども**への対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。  □**子ども**のニーズに応じて、有効なプログラムを柔軟に組み合わせたり修正したりして、心理的な支援プログラムを作成している。  （略）  □**子ども**個々に心理的ケアの担当者を決め、定期的に心理的な支援を実施している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、被虐待児など心理的なケアが必要な**子ども**に対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく個々の**子どもに**ニーズに対応した心理的な支援プログラムの策定とそのプログラムによる心理的支援の実施状況等について評価します。  （２）趣旨・解説  ○心理的なケアを必要とする**子ども**に対しては、**子ども**や保護者等への説明と同意の下、それぞれの発達段階や自立支援計画に基づき個別的に柔軟な心理的ケアが実施されることが必要です。  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| Ａ－２－（８）　学校教育、学習支援等  Ａ⑳　Ａ－２－（８）－①　施設と学校の緊密な連携のもと**こども**に学校教育を保障している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □日々の**こども**の状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。  □原籍校と連携を図り、**こども**が不利益をこうむらないように、学習進路等の支援を行っている。  □施設と学校が個々の**こども**に対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。  □学校で生じた行動上の問題に対しては、学校と協力して対応している。  □学校との協議に基づき、**こども**の個々の学習計画を立て、それに応じて支援し、計画の見直しを行っている。  □施設は**こども**にとって学校で認められ、活躍できる居場所となるように支援を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、個々の**こども**に対する生活支援、学習支援、進路支援について、学校との連携及び相互協力に基づいて学校教育を保障している状況を評価します。  （２）趣旨・解説  ○学校と施設それぞれの専門性を発揮しつつ、互いに重り、連携する支援体制を築いて、**こども**が認められ活躍できる居場所となるように支援を行うことが重要です。  ○平成９年の児童福祉法改正により、児童自立支援施設は、学校教育を導入することが義務付けられました。各自治体により実施方法の詳細には違いがありますが、**こども**にとって施設生活が、最善の利益となるように学習環境を整えることが重要です。また、導入されていない場合には、よりよい実施方法を探りつつ導入に向けて取り組むことが求められます。  （３）評価の留意点  ○個々の**こども**に応じた学習支援計画を連携して実施していることを評価します。  ○具体的な連携システムの構築状況を確認します。  ○学校教育が実施されていない場合は「c」評価としますが、実施されていない場合においても、学校教育の実施に向けた取組が行われているか、原籍校との連携や施設における教育内容の充実など、施設内での教育内容が**こども**の最善の利益を目指したものであるかを確認します。 | Ａ－２－（８）　学校教育、学習支援等  Ａ⑳　Ａ－２－（８）－①　施設と学校の緊密な連携のもと**子ども**に学校教育を保障している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □日々の**子ども**の状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。  □原籍校と連携を図り、**子ども**が不利益をこうむらないように、学習進路等の支援を行っている。  □施設と学校が個々の**子ども**に対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。  □学校で生じた行動上の問題に対しては、学校と協力して対応している。  □学校との協議に基づき、**子ども**の個々の学習計画を立て、それに応じて支援し、計画の見直しを行っている。  □施設は**子ども**にとって学校で認められ、活躍できる居場所となるように支援を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、個々の**子ども**に対する生活支援、学習支援、進路支援について、学校との連携及び相互協力に基づいて学校教育を保障している状況を評価します。  （２）趣旨・解説  ○学校と施設それぞれの専門性を発揮しつつ、互いに重り、連携する支援体制を築いて、**子ども**が認められ活躍できる居場所となるように支援を行うことが重要です。  ○平成９年の児童福祉法改正により、児童自立支援施設は、学校教育を導入することが義務付けられました。各自治体により実施方法の詳細には違いがありますが、**子ども**にとって施設生活が、最善の利益となるように学習環境を整えることが重要です。また、導入されていない場合には、よりよい実施方法を探りつつ導入に向けて取り組むことが求められます。  （３）評価の留意点  ○個々の**子ども**に応じた学習支援計画を連携して実施していることを評価します。  ○具体的な連携システムの構築状況を確認します。  ○学校教育が実施されていない場合は「c」評価としますが、実施されていない場合においても、学校教育の実施に向けた取組が行われているか、原籍校との連携や施設における教育内容の充実など、施設内での教育内容が**子ども**の最善の利益を目指したものであるかを確認します。 |
| Ａ㉑　Ａ－２－（８）－②　学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □学校教師と十分な連携をとり、常に**こども**個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○児童自立支援施設には、**こども**の学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する**こども**の意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが求められます。  ○学習に課題を抱えた**こども**たち一人ひとりの教育について、学校と施設は連携をとり、その**こども**に応じた学習支援を実施することが求められます。  （３）評価の留意点  ○個々の**こども**の発達段階、学力の習得状況、障害の有無等により、それぞれに応じた具体的な取組状況や工夫等がなされているか確認します。 | Ａ㉑　Ａ－２－（８）－②　学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □学校教師と十分な連携をとり、常に**子ども**個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○児童自立支援施設には、**子ども**の学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する**子ども**の意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが求められます。  ○学習に課題を抱えた**子ども**たち一人ひとりの教育について、学校と施設は連携をとり、その**子ども**に応じた学習支援を実施することが求められます。  （３）評価の留意点  ○個々の**子ども**の発達段階、学力の習得状況、障害の有無等により、それぞれに応じた具体的な取組状況や工夫等がなされているか確認します。 |
| Ａ㉒　Ａ－２－（８）－③　作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □職場実習に対する施設としての取組について、規定を設けるなどして、職員が共通認識をもって、**こども**の自立支援に取り組んでいる。  □**こども**が、作物などの育成過程を通して、協働して作業課題を達成する喜びを体験し、勤労意欲の向上、心身の鍛練を図れるように支援している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略） | Ａ㉒　Ａ－２－（８）－③　作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □職場実習に対する施設としての取組について、規定を設けるなどして、職員が共通認識をもって、**子ども**の自立支援に取り組んでいる。  □**子ども**が、作物などの育成過程を通して、協働して作業課題を達成する喜びを体験し、勤労意欲の向上、心身の鍛練を図れるように支援している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| Ａ㉓　Ａ－２－（８）－④　進路を自己決定できるよう支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □進路選択に当たって、必要な資料を収集、多様な選択肢と判断材料を示して**こども**と十分に話し合っている。  （略）  □中卒児・高校中退児に対して、施設入所を継続し、**こども**のニーズに応じた社会経験を積めるように配慮し、進路支援をしている。  □高校卒業予定の**こども**が入所している場合、進路支援をしている。  □進路支援カリキュラムが策定されている。  □退所後に不安定な生活が予想される場合は、**積極的に**措置延長を利用し、進学あるいは就職した**こども**や継続して自立支援を必要とする**こども**に対しての支援を継続している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、学校を卒業する**こども**の「最善の利益」にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。  ○あわせて、進路決定後のフォローアップや失敗した場合の対応、あるいは進路変更等についても対応を評価します。  （２）趣旨・解説  ○進路選択という**こども**の人生においてとりわけ重大な事柄について、最善の利益にかなった自己決定をしていくためには、保護者等、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、**こども**の不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。  ○児童自立支援施設に措置された**こども**は「行動上の問題」に目を向けられがちで、不利益な扱いを受けることがないとは言えません。また、**こども**自身にも自己肯定感が低い傾向があり、進路選択については慎重な支援が求められます。  （３）評価の留意点  ○**こども**の最善の利益にかなった自己決定を実現するための十分な情報提供がなされているか確認します。  （略） | Ａ㉓　Ａ－２－（８）－④　進路を自己決定できるよう支援している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □進路選択に当たって、必要な資料を収集、多様な選択肢と判断材料を示して**子ども**と十分に話し合っている。  （略）  □中卒児・高校中退児に対して、施設入所を継続し、**子ども**のニーズに応じた社会経験を積めるように配慮し、進路支援をしている。  □高校卒業予定の**子ども**が入所している場合、進路支援をしている。  □進路支援カリキュラムが策定されている。  □退所後に不安定な生活が予想される場合は、**必要に応じて**措置延長を利用し、進学あるいは就職した**子ども**や継続して自立支援を必要とする**子ども**に対しての支援を継続している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、学校を卒業する**子ども**の「最善の利益」にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。  ○あわせて、進路決定後のフォローアップや失敗した場合の対応、あるいは進路変更等についても対応を評価します。  （２）趣旨・解説  ○進路選択という**子ども**の人生においてとりわけ重大な事柄について、最善の利益にかなった自己決定をしていくためには、保護者等、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、**子ども**の不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。  ○児童自立支援施設に措置された**子ども**は「行動上の問題」に目を向けられがちで、不利益な扱いを受けることがないとは言えません。また、**子ども**自身にも自己肯定感が低い傾向があり、進路選択については慎重な支援が求められます。  （３）評価の留意点  ○**子ども**の最善の利益にかなった自己決定を実現するための十分な情報提供がなされているか確認します。  （略） |
| Ａ－２－（９）　 親子関係の再構築支援等  Ａ㉔　Ａ－２－（９）－①　親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □面会、外出、一時帰宅は、**こども**と保護者等との協議によって目標を立て、必要に応じて児童相談所とも連携して実施している。  □**こども**や保護者等の安定した関係に配慮し、保護者等の養育力の向上に資するよう支援している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○支援の一環として行う面会、外出、一時帰宅は、**こども**と保護者等との協議によって目標を立て、必要に応じて児童相談所とも連携して実施します。また、事後には面接を実施し、家族からのその時の様子を聞くなどして、家族関係を把握してその後の支援につなげていきます。  ○家族から**こども**への交流が途絶えた場合、施設や**こども**から手紙や電話で働きかけをしたり、家庭訪問や親との面接などを通じ、家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。  （略）  ○なお、**こども**が面会や交流等を希望した際、そのことが**こども**にとって不利益になる場合もあるので児童相談所等との緊密な連携のもとで適切に対応することが求められます。  **○平成２８年の児童福祉法改正では、親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨が明確化され、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第８４条３項が準用する４５条により児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図ることが規定されています。**  **○また、令和４年児童福祉法改正により、****親子関係の再構築が必要と認められる児童とその保護者を対象とし、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う親子関係再構築支援事業が都道府県の事業として制度に位置付けられました。このような事業とも連携し、親子関係の再構築に向けた支援を行っていくことが求められます。**  （３）評価の留意点  （略）  ○面会、外出、一時帰宅の際に、施設が**こども**、保護者等との協議の上で目標を立てているかどうか確認します。  ○家庭との調整における様々な場面において、児童相談所と協議や協働など連携を図っているか確認します。 | Ａ－２－（９）　 親子関係の再構築支援等  Ａ㉔　Ａ－２－（９）－①　親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □面会、外出、一時帰宅は、**子ども**と保護者等との協議によって目標を立て、必要に応じて児童相談所とも連携して実施している。  □**子ども**や保護者等の安定した関係に配慮し、保護者等の養育力の向上に資するよう支援している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○支援の一環として行う面会、外出、一時帰宅は、**子ども**と保護者等との協議によって目標を立て、必要に応じて児童相談所とも連携して実施します。また、事後には面接を実施し、家族からのその時の様子を聞くなどして、家族関係を把握してその後の支援につなげていきます。  ○家族から**子ども**への交流が途絶えた場合、施設や**子ども**から手紙や電話で働きかけをしたり、家庭訪問や親との面接などを通じ、家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。  （略）  ○なお、**子ども**が面会や交流等を希望した際、そのことが**子ども**にとって不利益になる場合もあるので児童相談所等との緊密な連携のもとで適切に対応することが求められます。  **（新設）**  **（新設）**  （３）評価の留意点  （略）  ○面会、外出、一時帰宅の際に、施設が**子ども**、保護者等との協議の上で目標を立てているかどうか確認します。  ○家庭との調整における様々な場面において、児童相談所と協議や協働など連携を図っているか確認します。 |
| Ａ－２－（１０）　通所による支援  Ａ㉕　Ａ－２－（１０）－①　　地域の**こども**に対する通所による支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）地域の**こども**に対する通所による支援を行っている。  ｂ）地域の**こども**に対する通所による支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）**－** |   評価の着眼点  □通所支援に必要な予算・人員等が確保されている（又は、予算・人員等の特別な確保はないが、既存枠内で対応できている）。  □通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）。  □通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われている。  □通所支援により、地域の**こども**に対して**相談支援**を行っている。  □必要に応じて訪問による支援を実施している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、地域の**こども**への通所措置による支援および児童自立支援施設の専門性を活かして自主的に実施する地域の**こども**に対する支援の実施状況を評価します。  （２）趣旨・解説  **○児童福祉法第４４条では、児童自立支援施設は「保護者等の下から通わせて、個々のこどもの状況に応じて必要な支援を行い、自立を支援する」ことが規定されています。**  ○施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を活かし、通所機能を活用して地域の**こども**に**対する支援を実施することが望まれます。**  **（削除）**  （３）評価の留意点  ○本評価基準で対象としている地域の**こども**には、地域の子育て家庭の**こども**だけではなく、他の施設に入所している**こども**や里親等に委託されている**こども**も含まれます。  ○通所支援に必要な予算・人員等の確保状況、通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）ことを確認します。  ○通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われていることを確認します。  ○通所支援の状況、家庭訪問などについては、通所支援の規定や実施記録などから確認します。  ○通所によるアフターケアの取組については、A⑥Ａ－１－（４）－①で評価します。  ○本評価基準は、**実際に実施をしている場合を積極的に評価するため作成した基準であるため、実際に実施している場合についてａ）又はｂ）を、実際に実施していない場合は評価外とします。** | Ａ－２－（１０）　通所による支援  Ａ㉕　Ａ－２－（１０）－①　　地域の**子ども**に対する通所による支援を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）地域の**子ども**に対する通所による支援を行っている。  ｂ）地域の**子ども**に対する通所による支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）地域の**子ども**に対する通所による支援を行っていない。 |   評価の着眼点  □通所支援に必要な予算・人員等が確保されている（又は、予算・人員等の特別な確保はないが、既存枠内で対応できている）。  □通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）。  □通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われている。  □通所支援により、地域の**子ども**に対して**医療的・心理的ケア等の支援**を行っている。  □必要に応じて訪問による支援を実施している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、地域の**子ども**への通所措置による支援および児童自立支援施設の専門性を活かして自主的に実施する地域の**子ども**に対する医療的・心理的ケア等の支援の実施状況を評価します。  （２）趣旨・解説  **（新設）**  ○施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を活かし、通所機能を活用して地域の**子ども**に**対して医療的・心理的ケア等の支援を実施することが望まれます。**  ○通所による支援は、児童相談所による措置決定が必要な支援に加え、施設独自の取組として地域の子どもに対する医療的・心理的ケア等の支援の実施があります。児童自立支援施設の専門性を活かし、支援の幅を増やすために、通所部門を持つことが期待されています。  （３）評価の留意点  ○本評価基準で対象としている地域の**子ども**には、地域の子育て家庭の**子ども**だけではなく、他の施設に入所している**子ども**や里親等に委託されている**子ども**も含まれます。  ○通所支援に必要な予算・人員等の確保状況、通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）ことを確認します。  ○通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われていることを確認します。  ○通所支援の状況、家庭訪問などについては、通所支援の規定や実施記録などから確認します。  ○通所によるアフターケアの取組については、A⑥Ａ－１－（４）－①で評価します。  ○本評価基準は、**通所による支援を実施していない場合は「c」評価としますが、通所による支援を実施するためには、設備や人員の整備に加え、公立施設等では自治体との調整が必要となるため、実施されていない場合においても、施設における通所支援実施に向けた取組を確認します。** |